

社 援 発 0425 第 4 号

平成 29 年 4 月 25 日

各 社会福祉法人等民間団体の長 殿

厚生労働省社会・援護局長

(公 印 省 略)

介護人材の業務分担のあり方及び業務標準化等に関するモデル事業
の実施について

標記については、介護の現場において、専門性が必要な業務とそれ以外の業務に類型化し、介護職員間の連携に必要な環境整備を行うことによる効果（業務分担による介護人材の適正な必要数等）の検証を行うことを目的として、別紙のとおり「介護人材の業務分担のあり方及び業務標準化等に関するモデル事業実施要綱」を定め、内示日から適用することとしたので通知する。

(別紙)

介護人材の業務分担のあり方及び業務標準化等に関するモデル事業実施要綱

1 事業の目的

求められる介護サービスを提供するための多様な人材の活用と人材育成に向けた取組の一環として、介護の現場において、専門性が必要な業務とそれ以外の業務に類型化し、介護職員間の連携に必要な環境整備を行うことによる効果（業務分担による介護人材の適正な必要数等）の検証を行うことを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、社会福祉法人等民間団体とする。

3 事業内容

(1) 介護人材の業務分担のあり方及び業務標準化等の検証事業

介護施設・事業所における介護職員が担う業務について、専門性が必要な業務とそれ以外の業務に類型化し、介護福祉士等の介護職員や中高年齢者などの介護未経験の介護職員が連携して業務を行う場合に必要環境整備を行うことによる効果（業務分担による介護人材の適正な必要数等）を検証するために必要な調査等を行う。

ア 介護業務の類型化に向けた調査の検討

実施主体において、学識経験者等の介護現場に精通している者で構成する検討の場を設け、専門性が必要な業務とそれ以外の業務に類型化するにあたり、実際の介護現場における介護職員の勤務実態等を把握するための調査内容を検討する。

イ 調査票の作成及び調査の実施並びにモデル施設・事業所の選定

アで検討した介護職員の勤務実態等を把握するための調査票を作成し、介護施設・事業所及び介護職員等に対する調査を実施する。また、既に業務分担を行っているようなモデル的な施設・事業所を選定し、より詳細な調査を実施する。選定にあたっては、介護サービスを提供する施設・事業所について、サービス種別等を勘案し、各4施設・事業所程度を選定し、計28事業所程度で実施するものとする。

ウ 調査のとりまとめ及びモデル施設・事業所での詳細調査の結果検証

実施主体において調査のとりまとめを行うとともに、選定された施設・事業所においては、当該施設・事業所で分担されている業務を類型化するとともに、介護職員間の連携に必要な環境整備に取り組んでいること等の詳細な調査結果を実施主体に報告する。実施主体は報告された内容に基づいて効果の検証を行う。

(2) 成果の報告

事業の成果について報告書を取りまとめ、国へ提出するものとする。

4 国の補助

国は、本事業に要する経費について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。

5 事業採否の決定方法

本事業の実施団体は、別に定める評価委員会における事業の評価を踏まえ、予算の範囲内で決定するものとする。